

令和5年度「宇部市男女共同参画推進審議会」会議次第

〔日時〕 令和6年2月2日(金) 13:30～15:00

〔場所〕 宇部市役所 5階 第2委員会室

◆開会挨拶（市民環境部長）

◆議題

(1)「第4次宇部市男女共同参画基本計画」の進捗状況について

(2)困難な問題を抱える女性への支援について

(3)性の多様性に関する取組について

(4)その他（意見交換等）

宇部市男女共同参画推進審議会委員名簿

(任期: 令和4年(2022年)12月15日～令和6年(2024年)12月14日)

選出分野	氏名	在任期間	所属(役職等)
学識経験者	かわもと ともこ 川本 朋子	1年目	見初小学校(校長)
	すずき あい 鈴木 愛	1年目	山口労働局(雇用環境・均等室 室長補佐)
	つぎき みか 津崎 美佳	2年目	中国水工株式会社(総務部 係長)
	なべやま しょうこ 鍋山 祥子	6年目	国立大学法人 山口大学 (ダイバーシティ推進担当副学長/経済学部教授)
	ふじむら みつあき 藤村 光昭	2年目	宇部人権擁護委員協議会(総務委員)
	みやした ゆうこ 宮下 悠子	4年目	株式会社 宮商(代表取締役)
	みやもと ゆりこ 宮本 ゆり子	2年目	宮本工業株式会社(代表取締役)
団体の代表者	あべ かずお 阿部 和生	4年目	一般社団法人 ウイメンズネット宇部
	きしした あきこ 岸下 明子	2年目	宇部市母子保健推進協議会(理事)
	きつかわ みつのぶ 吉川 光信	2年目	宇部市障害者ケア協議会(会員/身体部会)
	はらだ せいじ 原田 精二	2年目	宇部商工会議所(総務部長)
	ふじい けいこ 藤井 恵子	2年目	うべ女性活躍応援ネットワーク(会長) (株式会社 エイム(取締役))
市民	かねこ のりこ 金子 法子	4年目	一般公募
	はらだ ゆきえ 原田 由紀枝	4年目	一般公募

(※選出分野別の氏名 50音順に記載。所属・役職等は、委員就任時のもの。)

○宇部市男女共同参画推進審議会規則

平成十四年六月二十八日

規則第二十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、宇部市男女共同参画推進条例(平成十四年条例第二十一号)第二十条第六項の規定に基づき、宇部市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第二条 審議会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第三条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第四条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

～ 第4次宇部市男女共同参画基本計画の概要 ～

計画策定の趣旨

男女共同参画の分野では、依然として固定的な性別役割分担意識（ジェンダーバイアス）に基づく偏見や社会制度・慣行が根深く残っていることから、これまでの取組の内容を評価・検証し、市民をはじめ各関係機関や各種団体、企業等と協働しながら、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するための方針を整備するため、新たな基本計画を策定することとしたものです。

計画の基本的な考え方

「男女共同参画社会基本法」に規定される5つの柱＜①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調＞を目指すべき方向性として位置付け、右の基本理念・基本目標・施策事業のもと、さまざまな取組を進めていくものとします。

計画の期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

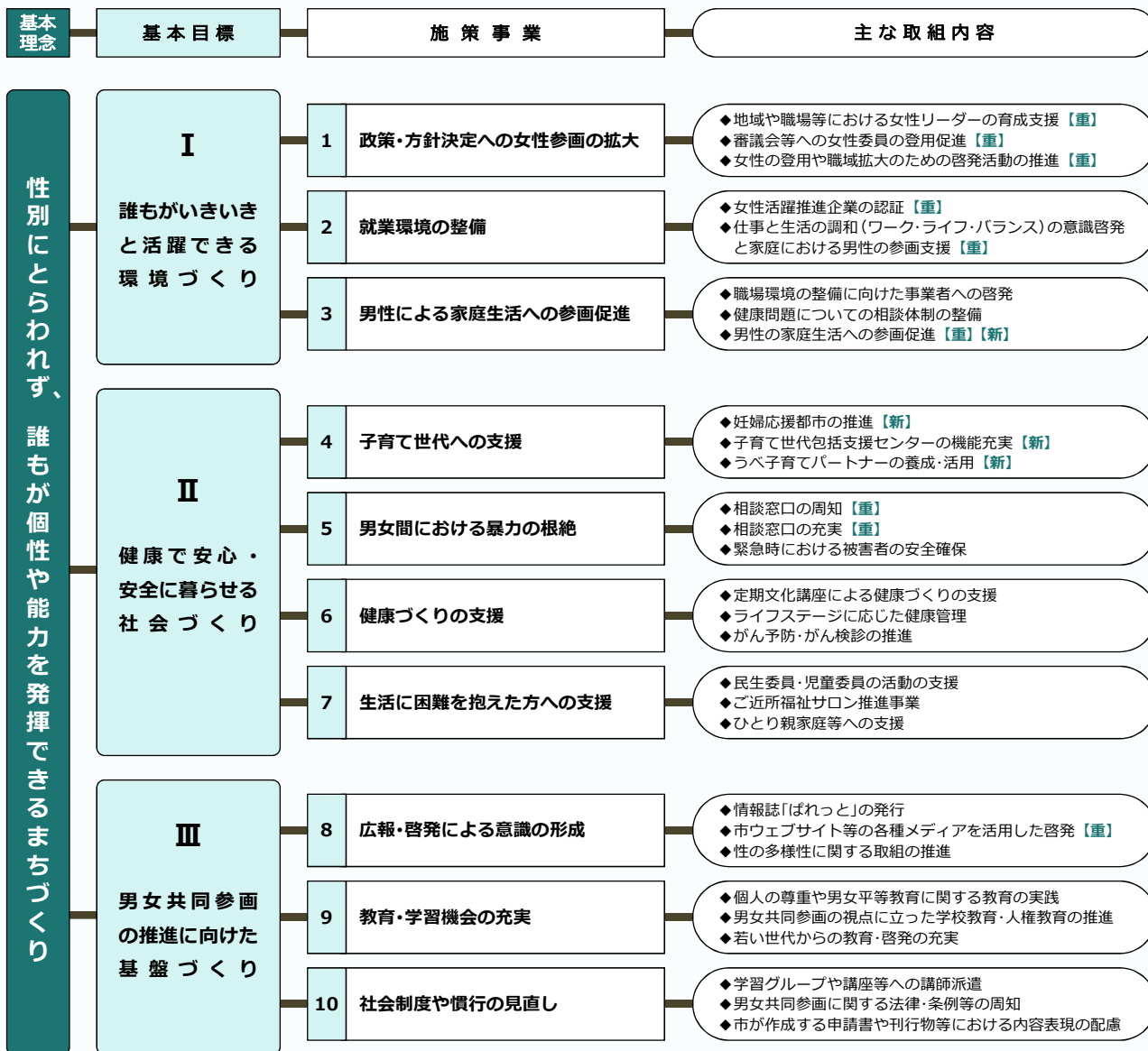
（※社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、適宜、計画の見直しを行います。）

課題解決に向けた重点的な取組

主な課題	課題解決のための取組
方針決定の場への女性の参画	行政自らが率先して女性の登用を進め、事業者、団体等に対しても女性の参画拡大を推進するよう積極的に働きかけを行い、意識改革を図る。また、女性自ら意欲を高め能力を発揮できるよう女性リーダーの育成に向けた支援を行う。
事業者における女性活躍のための職場環境改善	女性従業員のための職場環境の整備、男性従業員の育児休暇取得の促進などを進める女性活躍推進企業を増やすことで、事業者における男女共同参画の理解を深め、女性が活躍できる環境づくりを進める。
夫やパートナーによる家庭生活への参画	夫やパートナーが主体的に家事・育児・介護などの家庭生活へ参画することは、男性の働き方の見直しだけでなく、女性の家庭生活における負担が軽減されることで、仕事と家庭生活の両立可能性を高め、ワーク・ライフ・バランスの推進につながることから、男性の固定的な性別役割分担意識の改革を図り、家庭生活への参画を促進するための意識啓発に取り組む。
DV等に関する相談窓口の周知	DVは、相談につながらないことで多数の被害が潜在化していると言われており、必要としている人に相談窓口の情報が届くよう、さらなる周知に取り組む。 また、被害者の精神的な負担の軽減を図るため、組織的に対応し、被害者の立場に立った利用しやすい相談環境の整備に取り組む。
男女の地位に関する平等感の形成	社会のあらゆる分野において、性別を問わず、誰もが対等な立場で参画できるよう、人々の意識の中に形成された、性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、ジェンダー平等への意識を醸成するため、意識啓発に取り組む。

計画の体系

【重】…重点事業 【新】…新規事業



【数値目標】

施策事業	内 容	基準値	目標値	R4実績値
政策・方針決定への女性参画の拡大	市の審議会等の女性登用率【重】	48.80% (R4.1.1)	50.00% (R8年度)	45.50% (R4年度)
	女性活躍推進企業における女性管理職の割合【重】	21.70% (R2年度)	30.00% (R8年度)	22.30% (R4年度)
	市職員における女性管理職の登用率（課長職以上）	25.00% (R3.4.1)	30.00% (R8.4.1)	24.30% (R5.4.1)
就業環境の整備	女性活躍推進企業の認証数（累計）【重】	173社 (R2年度)	400社 (R12年度)	202社 (R4年度)
	うベイクボス宣言企業の登録数（累計）	12社 (R2年度)	20社 (R8年度)	15社 (R4年度)
男性による家庭生活への参画促進	市職員における男性の育児休業取得率	25.00% (R3.4.1)	30.00% (R8.4.1)	38.50% (R5.4.1)
	男性の家事・育児等参画促進事業の参加者数（累計）【重】	418人 (R2年度)	3,500人 (R8年度)	2,444人 (R4年度)
	女性活躍推進企業における男性の育児休業取得率	29.60% (R2年度)	35.00% (R8年度)	31.10% (R4年度)
子育て世代への支援	うベ子育てパートナーの認定者数	---	150人 (R6年度)	89人
	子育て支援拠点利用者数	30,645人 (R2年度)	70,000人 (R8年度)	48392
	うベ妊婦・子ども応援団の登録数	---	200 (R6年度)	200 (R6年度)
男女間における暴力の根絶	宇部市配偶者暴力相談支援センターの認知度【重】	10.40% (R3.6.1)	30.00% (R8年度)	-
	「（DV被害を）相談できる窓口として知っているところはない」と回答する人の割合【重】	6.50% (R3.6.1)	0.00% (R8年度)	-
	「（DV被害を）誰かに打ち明けたり、相談したりしたか」の問いで、「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答する人の割合【重】	72.70% (R3.6.1)	50.0%以下 (R8年度)	-
健康づくりの支援	「男女共同参画センター・フォーユー定期文化講座」への参加者数	22,567人 (R2年度)	50,000人 (R8年度)	26,580 (R4年度)
	過去2年間に乳がん検診を受けた人の割合	15.40% (R1年度)	22.90% (R8年度)	15.80% (R4年度)
	過去2年間に子宮がん検診を受けた人の割合	17.70% (R1年度)	37.00% (R8年度)	18.20% (R4年度)
生活に困難を抱えた方への支援	サロン等の地域福祉活動拠点数	217か所 (R2年度)	230か所 (R5年度)	218 (R4年度)
広報・啓発による意識の形成	「宇部市女性活躍応援ポータルサイト」へのアクセス数（累計）【重】	7,009件 (R2年度)	50,000件 (R8年度)	21,558 (R4年度)
教育・学習機会の充実	「宇部市女性人材バンク」への登録者数	26人 (R2年度)	30人 (R8年度)	22人 (R4年度)
社会制度や慣行の見直し	「各分野における男女の地位の平等感（社会通念・慣習・しきたりなどで）」の問いで、平等と感じる人の割合	16.70% (R3.6.1)	30.00% (R8年度)	-
	「各分野における男女の地位の平等感（法律や制度の面で）」の問いで、平等と感じる人の割合	36.90% (R3.6.1)	50.00% (R8年度)	-

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案の概要

目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い
➔ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

*「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

基本理念【第3条】

- ①困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に
応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ②支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○緊密な連携【第6条】 ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、
児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援
センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計
画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護※、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制
度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

*支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援
（※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。）

○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う
*必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生
活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、
インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、
民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関
する協議を行う（※構成員の守秘義務・罰則も規定）

○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかけがえのない個人であることに
ついての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けられるようにする

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

○民間団体に対する援助【第19条】

費用の支弁等【第20～22条】 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

施行期日等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除、婦人補導院の廃止等

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号:議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「**孤独・孤立対策**」といった視点も含め、**新たな女性支援強化が喫緊の課題**。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「**売春をなすおそれのある女子の保護更生**」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、**先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働**」といった視点も取り入れた**新たな支援の枠組みを構築**。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「**売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生**」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター

(旧名: 婦人相談所)

女性相談支援員

(旧名: 婦人相談員)

女性自立支援施設

(旧名: 婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ **支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援**
⇒**官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援**



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

- 第17条 補導処分
- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助

存続



「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要④

■ 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

- 困難女性支援法のもとで行われる女性支援事業は、**国及び地方公共団体の責務**。適切な役割分担、相互連携が必要
- **国**：施策の企画・立案、調査研究、施策の普及・啓発、関係者の研修等や、都道府県及び市町村への支援等を実施
- **都道府県**：
 - ・ 女性支援事業に当たり中核的な役割を果たし、基本計画を策定すること等を通じて、地域特性を考慮しつつ施策を検討・展開
 - ・ 段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援のあり方を検討
 - ・ 市町村に対する支援や施策の取組状況の把握、必要な取組を促進
- **市町村**：
 - ・ 最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋ぎ等を実施
- **都道府県及び市町村**：
 - ・ **支援調整会議を組織するよう努める**
 - ・ 国による調査研究や研修等、予算事業等を活用し、困難な問題を抱える女性への支援施策の普及・啓発、調査研究の推進、人材の確保や養成等、民間団体の安全かつ安定的な運営の援助に努める

■ 支援の基本的な考え方

- 目指す「自立」は、**経済的な自立のみではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービスも活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含むものであり、「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要な要素**
- 幅広い年齢層の女性それぞれのライフステージに合わせ、支援対象者の立場に寄り添った支援が必要
- 意思や希望等の表出が難しい場合も多く、自立が困難な諸要因を理解し、問題解決に向け包括的に対応する必要があること
- 幅広く相談を受け止め、支援対象者と寄り添い、つながり続ける支援と、各関係機関につなぐ支援、関係機関や民間団体等の十分な協働・連携が重要
- アウトリーチ等を積極的に行う民間団体とも連携した、支援対象者の早期発見への取組が必要

宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市人権教育・啓発推進指針における人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いをその人生のパートナーとして生活を共にし、又は共にすることを約したことをいう。

2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。

(パートナーシップの宣誓要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする当事者（以下「宣誓者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 双方が民法（明治29年法律第89条）第4条に規定する成年であること。

(2) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が市内に住所を有し、かつ同居し、又は同居を予定していること。

イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が同居を予定していること。

ウ 双方が市内同一住所への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者同士以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

(4) 民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと。

(5) 民法第735条に規定する直系姻族の関係にないこと。

(6) 民法第736条に規定する養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との関係にないこと。ただし、養子縁組する前の双方の関係が、民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にない場合は、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓者は、宣誓をする日（以下「宣誓日」という。）を事前に市と調整の上、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、本市の指定するオンラインシステムを用いたウェブによる宣誓を希望する場合は、宣誓日の7日前までに宣誓書及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。また、宣誓者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、宣誓者双方の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

(2) 戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に基づく婚姻が可能であることを証する書類（宣誓日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 宣誓者が、本市に転入を予定している場合には、宣誓書の確認事項欄に記載した転入予定日から14日以内に、第1項第1号に掲げる書類を提出するものとする。ただし、当該期間内に、同号に掲げる書類を提出することが困難な場合にはその旨を市長に申し出るものとする。
- 3 市長は、前項ただし書の規定による申出があったときは、同項に規定する期限を延長することができる。
- 4 市長は、宣誓者に対し、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(通称の使用)

- 第5条 宣誓者は、市長が特に必要と認める場合は、宣誓において通称（戸籍上の氏名（外国人にあっては、これに準ずるもの。以下「本名」という。）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ）を使用することができる。
- 2 宣誓者は、前項の規定により通称を使用する場合は、市長が必要と認める書類を提示するものとする。

(受領証の交付)

- 第6条 市長は、宣誓書の提出があった場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当すると認められるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）（以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下「受領証カード」という。）を宣誓者1人に対して1枚面前又は郵送により交付するものとする。ただし、第2項に規定する場合は、この限りでない。
- 2 宣誓者が第4条第2項に該当する場合は、同条第1項第1号に掲げる書類の提出があった後に、受領証及び受領証カードを交付する。
 - 3 市長は、前条第1項の規定により通称が使用されたときは、本名及び通称を受領証及び受領カードに記載するものとする。

(受領証及び受領証カードの再交付)

- 第7条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、当該受領証又は受領証カードの紛失、毀損等の事情により受領証又は受領証カードの再交付を希望するときは、パートナーシップ受領証等再交付申請書（様式第4号）により、市長に再交付を申請することができる。
- 2 第4条第4項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。
 - 3 市長は、第1項の申請があった場合において、受領証及び受領証カードを再交付するものとする。

(受領証の変更)

- 第8条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、氏名（通称を含む。）又は住所、その他宣誓書の記載事項に変更があったときは、速やかに、パートナーシ

ップ宣誓書受領証等変更届（様式第5号）（以下「変更届」という。）を、市長に届けなければならない。

2 受領者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

（受領証の返還）

第9条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）に受領証及び受領書カードを添付し、市長に届けなければならない。

（1）一方又は双方が市外に転出したとき。

（2）一方又は双方が戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条に規定する婚姻をしたとき。

（3）当事者の意思によりパートナーシップを解消したとき。

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

（宣誓書の保存期間）

第10条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

パートナーシップ宣誓書受領証カード提示により、可能になるサービス

《行政》 宇部市営住宅

- ・パートナーシップ宣誓者同士での市営住宅への申し込みが可能。
- ・現在入居されている方についてもパートナーシップ宣誓者同士での同居が可能。

《医療》 医療法人聖比留会セントヒル病院

- ・患者本人にパートナーが同席して病状説明を受けることができる。
- ・患者本人から手術の同意が確認できない場合、パートナーが代わりに手術の同意をすることができる。
- ・患者本人が入院した場合、パートナーも面会することができる。
- ・看取りの際、パートナーも立ち会うことができる。
- ・受診時や入院時などに通称名の使用ができる。

《金融》 株式会社広島銀行宇部支店

西中国信用金庫宇部支店（県内全店舗）

山口県農業協同組合宇部ローンセンター

- ・住宅ローンの借り入れの際、パートナーの収入も合算できる。

《保険》 大同生命保険株式会社宇部営業所

- ・死亡保険金等の各種受取人にパートナーを指定できる。
- ・家族登録制度の登録者として指定できる。
- ・指定代理請求人としてパートナーを指定できる。
- ・新契約・支払等の各手続で自署困難な場合、代筆できる。

《航空》 全日本空輸株式会社（ANA）山口支店

- ・ファミリーマイルにパートナーを指定できる。

【注意】 サービス提供事業者やサービス内容が変更となる場合がありますので、
市ウェブサイトにてご確認ください。

<市ウェブサイト掲載箇所>

トップページ ➡ 暮らし・手続き ➡ 市民活動・ボランティア・人権 ➡ 人権

➡ 人権推進 ➡ 性の多様性に関する取組 ➡ 宇部市パートナーシップ宣誓制度